

# 株式等取得資金利用スキーム

## ○利用条件

利用可	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業承継のための資金</li><li>・販路拡大のために、他の業種の業者を買収するための資金</li><li>・業務提携のために同業者の株式等を購入するための資金 等</li></ul>
利用不可	<ul style="list-style-type: none"><li>・転売目的で株式等を購入するための資金</li><li>・株式等取得によって事業承継や企業活動の安定、拡大に寄与しない資金</li></ul>

## ○注意事項

- 小規模企業経営改善資金・中小企業振興資金のみ利用可
- 運転資金・設備資金は問わない
- 運転資金・設備資金問わず、1企業あたり1貸出まで利用可
- 下記スキームのとおり、**斡旋申込前に市の事前認定が必要**

## ○スキーム

### 市商業振興課へ提出

- 株式等取得資金利用申請書兼許可書(様式第10号)
- 添付書類(どちらか一方)
  - ・譲渡契約書・売買契約書・贈与契約書 等(契約書案でも可)
  - ・株式評価明細書 等



### 市商業振興課から 中小企業者もしくは担当金融機関へ

- 市長が許可した株式等取得資金利用申請書兼許可書(様式第10号)を交付

### 苫小牧中小企業相談所へ斡旋申込

- 融資斡旋申込書
- 前年・前々年の確定申告書または決算書
- 市民税・固定資産税の領収書又は納税証明書
- 許認可が必要な業種は許認可証(写)
- 市長が許可した**株式等取得資金利用申請書兼許可書(様式第10号)**



### 担当金融機関へ

- 苫小牧市融資制度斡旋書の交付

# 「株式等」の定義について

## ○「株式等」を明記する目的・理由

事業の承継・拡大・安定のために他の事業者の株式等を取得するための資金に対し、苫小牧市中小企業融資制度の利用を可能とすることで、市内経済の循環、拡大、安定を促進し、もって苫小牧市中小企業振興条例・苫小牧市中小企業振興計画の推進に寄与することを目的としている。

想定される主な事業形態	事業承継時に受け渡されるもの	
株式会社	株式	「株式等」
有限会社		
合同会社	持分	
個人事業主	営業権・事業そのもの etc...	

## ○申請時の証拠書類として想定されるもの

売買契約書	譲渡契約書
贈与契約書	価格算定資料